

ねんきん てあて
4. 年金・手当など

4

年金・手当など



障がいのある方や、その家族の方々の安定した生活を支援するため、年金や手当などが支給されます。



ねんきん てあて 4. 年金・手当など

4-1

しょうがいき そねんきん 障害基礎年金



身体、知的または精神に障がいがあり、日常生活に著しい制限を受けるような状態になった20歳以上の方に年金を支給します。

対象者	障がいの原因となった病気やけがの初診日がいずれかの間にある方。 ① 国民年金加入期間 ② 60歳以上65歳未満（国内居住者のみ） ③ 20歳未満 ※①②の場合、初診日前において加入期間の3分の2以上の保険料納付済期間（免除期間を含む）があること。または、初診日前一年間において保険料未納がないこと。 ③の場合、納付要件はありません。
年金額	(1級)年額976,125円 十子の加算額 (2級)年額780,900円 十子の加算額（令和3年4月現在）
申請窓口	本庁住民課・各支所住民生活課
問合せ先	本庁住民課住民生活係（0826-28-2116）

4

年金・手当など

4-2

とくへつしょうがいきゅうふきん 特別障害給付金



国民年金の任意加入期間に未加入であったため、障害年金の支給対象とならない方に対して支給されます。ただし、所得による支給制限があります。

対象者	①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金・共済組合などの加入者）の配偶者であって、当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級・2級相当の障がいに該当される方
支給額	(1級)月額51,650円 (2級)月額41,320円(平成30年4月現在)
申請窓口	本庁住民課・各支所住民生活課
問合せ先	本庁住民課住民生活係（0826-28-2116）



4. 年金・手当など

4-3

とくへつじどうふようてあて
特別児童扶養手当



身体、知的または精神に重い障がいのある20歳未満の児童を監護、養育している方に支給されます。ただし、所得による支給制限があります。

対象者	身体障害者手帳でおおむね1級～3級および4級の一部、療育手帳でおおむね㉠・A・㉢程度の状態にある児童
手当額	重度(1級)月額 52,500円 中度(2級)月額 34,970円(令和3年4月現在)
申請窓口	健康福祉課社会福祉係および本庁住民課・各支所住民生活課
問合せ先	健康福祉課社会福祉係(0826-25-0250)

4

年金・手当など

4-4

とくへつしょうがいしゃてあて
特別障害者手当



身体、知的または精神に重い障がいがあるために、在宅で常に介護が必要な20歳以上の方に支給されます。ただし、所得による支給制限があります。また、本人が3か月以上、入院や施設入所したときは支給されません。

対象者	身体・知的または精神に著しく重度の障がいがあり、在宅者で、かつ日常生活において基本的な動作のほとんどに介護が必要な障がいのある20歳以上の方
手当額	月額 27,350円(令和3年4月現在)
申請窓口	健康福祉課社会福祉係および本庁住民課・各支所住民生活課
問合せ先	健康福祉課社会福祉係(0826-25-0250)

4-5

しょうがいじふくしてあて
障害児福祉手当



身体、知的または精神に重い障がいがあるために、在宅で常に介護が必要な20歳未満の方に支給されます。ただし、所得による支給制限があります。

対象者	在宅で常時介護を必要とする20歳未満の障がいのある方(施設に入所している場合を除く)
手当額	月額 14,880円(令和3年4月現在)
申請窓口	健康福祉課社会福祉係および本庁住民課・各支所住民生活課
問合せ先	健康福祉課社会福祉係(0826-25-0250)



4-6

 じどうふようてあて
 児童扶養手当


父または母に重い障がいのある家庭で、児童を監護している父または母、または養育している方に支給されます。ただし年金や所得による支給制限があります。

対象者	ひとり親、または父、母に重度の障がいのある家庭で、満18歳の年齢に達するまで（法令で定める程度の障がいのある児童は20歳未満）の児童を監護している父または母、または児童を養育している方。 ※令和3年3月から障害基礎年金の子の加算額が児童扶養手当を下回る場合、その差額に対し児童扶養手当を受けることができます。
手当額	対象となる児童が1人の場合 月額 43,160円～10,180円（令和3年4月現在）
申請窓口	健康福祉課社会福祉係および本庁住民課・各支所住民生活課
問合せ先	健康福祉課社会福祉係（0826-25-0250）

4

年金・手当など

4-7

 しんしんしょうがいしゃふようきょうさいせいど
 心身障害者扶養共済制度


障がいのある方を扶養している保護者等が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重い障がいの状態になった場合に、障がいのある方に終身一定額の年金が支給される任意加入の制度です。

対象者	加入できる方 65歳未満で、特別な疾病または障がいのない方 障がいのある方の範囲 ①知的障がい者 ②身体障害者手帳1級～3級をお持ちの方 ③精神または身体に永続的な障がいのある方で、程度が①または②と同程度と認められる方
掛金	月額（1口当たり） 9,300円～23,300円（平成20年4月1日以降の加入者） ※加入するときの加入者の年齢により異なります。 ※2口まで加入できます。
年金額	（1口加入）月額 20,000円 （2口加入）月額 40,000円
申請窓口	健康福祉課社会福祉係および本庁住民課・各支所住民生活課
問合せ先	健康福祉課社会福祉係（0826-25-0250）